「みんな住マイル」改修補助金

3月9日 (1)から受付開始

【問合せ・申込み】都市計画課 ☎773-6662

市民の住環境の向上と子育て世帯の定住促進を図るため、市内の施工業者が行う住宅のリフォーム工事 に対して補助金を交付します。

旧制度の「住宅リフォーム事業補助金」を使用した人も、この制度で補助金を使用することができます。

補助対象者(すべてに該当)

- 市内に住所がある(または令和2年度内に市内に在住する ことが確定している)
- 対象住宅の所有者か、所有者の2親等以内の親族
- 対象住宅に居住している(または居住することが確定して いる)
- 世帯員全員に市税の滞納がない

補助対象工事(すべてに該当)

- ・補助対象経費が50万円以上で、築1年以上経過した個人 住宅のリフォーム工事
- ※併用住宅は住居部分のみ対象(共用部分は面積按分)
- 市内業者による施工
- 令和3年2月26日金までに完了する工事
- 他制度の補助金の対象となっていない

補助額

- 子育て世帯(令和2年度に中学生以下の子どもか妊婦のい る世帯):15万円
- •一般世帯:10万円

受付期間

3月9日(月)~4月30日(木)

※予算額に達し次第、受付を終了

申込み

申請書(都市計画課、大和・塩沢市民センターに用意)に 記入し、必要書類を添付し申請してください。

※納税状況を確認するため、専用の納税証明書が必要です

申請窓口

都市計画課、大和・塩沢市民センター

注意事項

- 交付決定前に着手した工事は補助金の対象になりません
- ※ただし、異常少雪により事業者が早期に着手したい場合は、 申請書と併せて交付決定前事業着手届を提出することで、 申請した日から契約して工事に着手することができます
- 交付決定は、3月受付分を4月下旬、4月受付分を5月中 旬に行う予定です
- 補助金申請時に住宅の全景、工事か所の着手前の写真が必
- 令和元年度(平成31年度)にこの補助金を受けた人や住 宅は対象となりません

補助対象工事の主な例

- 屋根のふき替えや塗装
- 外壁の修繕や塗装
- 壁紙、天井、床材などの張り替え
- 間取り変更、防音断熱工事
- 浴室、台所などの水回り改修
- ディスポーザーの設置工事
- 建具、畳、サッシなどの入れ替え
- LED照明器具の設置

補助対象外製品の主な例

- 家電製品 (テレビ、エアコン、LED以外の照 明器具など)
- 厨房製品 (システムキッチン、流し台、換気 扇)
- 衛生設備製品 (ユニットバス、トイレ、給湯器な ど)
- その他設備製品 (カーテン、ボイラーなど)

補助対象外工事の主な例

- 住宅と別棟の建物の工事
- 外構に関する工事
- 建物外部の下水道接続工事
- 井戸に関する工事
- ※工事内容で不明な点がある場合は、 事前にお問い合わせください